

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## トヨタ自動車株式会社（証券コード:7203）

### 【据置】

国内CP格付

J-1+

### ■格付事由

- (1) 自動車メーカー世界首位級。幅広い車種構成、先行する環境・安全技術、強固な財務基盤など業界の中でも優位にある。またサプライヤーを含むグループの強力な原価低減力が強みである。商品力・開発効率向上に向け「Toyota New Global Architecture」（TNGA）を推進しており、20年頃にはグローバル販売の半分以上がTNGAモデルとなる見通しである。環境車戦略としてはEV（電気自動車）を含む全方位で対応する方針である。17年9月にマツダ、デンソーとEVの共同開発の新会社を設立した。同年12月にパナソニックと車載用角形電池事業での協業を検討すると発表した。
- (2) グローバルにバランスのとれた収益基盤と年平均3,000億円程度の原価低減力を背景に高水準の利益を維持している。各国での環境規制強化などを背景にEVの開発が加速しつつあるが、ハイブリッド車の開発・生産で培った技術と積極的な提携でEV化にも対応していけると考える。TNGAモデルの立ち上げによる高水準の設備投資が続く見通しであるが、自動車事業のネット資金量の積み上がりは継続可能とみられ、強固な財務基盤は維持される見通しである。以上を踏まえ格付を据え置きとした。
- (3) 18/3期営業利益は前期比0.3%増の2.0兆円を計画している。北米市場でのインセンティブ増加の影響を受けているが、フルTNGAモデルとなるカムリを中心に販売は国内外で比較的堅調である。中長期的にEVのボリューム増加がコストアップにつながる可能性が高いが、TNGAによる開発効率向上などで現状の収益性を維持していけるか注目される。
- (4) 販売金融を除く自動車事業のネット資金量（現金及び現金同等物、国債等の合計から有利子負債を控除）を約7.7兆円（17/3期末）有するなど強固な財務基盤を維持している。販売金融事業については貸倒率が17/3期に若干上昇したが、与信厳格化などにより足元では低下しており、依然低位な水準を維持している模様である。

（担当）窪田 幹也・上村 暁生

### ■格付対象

発行体：トヨタ自動車株式会社

### 【据置】

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	3,000億円	J-1+

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年12月22日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：窪田 幹也  
主任格付アナリスト：窪田 幹也
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「自動車・自動車部品」(2012年3月26日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) トヨタ自動車株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
  - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル